

2026 年 2 月 5 日

報 道 関 係 各 位

一般社団法人日本ホテル協会 東京支部

東京都の宿泊税見直し（素案）に対する要望書について

一般社団法人日本ホテル協会 東京支部（支部長：成瀬 正治
株式会社ホテルオークラ東京 代表取締役会長）は、令和 8 年
1 月 29 日に臨時の理事会を開催し、東京都の宿泊税見直し案
の再検討を求める小池都知事宛の要望書を決議しました（別紙
資料）。

東京都に要望書を手交する日時については、現在調整中です。

【本件に関するお問い合わせ先】

一般社団法人日本ホテル協会

東京支部 事務局長 藤井

Email : jha.tokyo@tokyo.hotelokura.co.jp

電 話 : 03-3224-7678

令和 8 年 1 月 2 9 日

東京都知事 小池百合子 様

一般社団法人 日本ホテル協会 東京支部長 成瀬 正治
(株式会社ホテルオークラ東京 代表取締役会長)

理事 定保 英弥

(株式会社帝国ホテル 取締役会長)

理事 小林 節

(株式会社パレスホテル 代表取締役会長)

理事 清水 肇

(株式会社ニュー・オータニ 代表取締役社長)

理事 金田 佳季

(株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド 代表取締役社長)

理事 森 浩生

(株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション 代表取締役社長)

理事 若林 克昌

(株式会社京王プラザホテル 代表取締役社長)

理事 山下 信典

(藤田観光株式会社 代表取締役社長)

理事 三林 宏幸

(日本ホテル株式会社代表取締役社長)

宿泊税見直し（素案）に対する要望書

日本ホテル協会東京支部では、昨年 9 月 2 日に行われた東京都との意見交換において、観光に係る消費はすそ野が広く、その消費がもたらす税収増加分と観光客の増加による現行宿泊税の増収分により、持続可能な観光振興促進への対応は可能であり、宿泊者および宿泊事業者に負担を強いる増税を行うべきでないと現状維持を求める意見書を提出していましたが、都は、現行の 100 円または 200 円から定率 3 %への大幅増税（宿泊代 3 万円の場合は 900 円、5 万円

の場合は 1,500 円で 7.5 倍) を企図する見直し案を発表するに至りました。

都の素案が実行されれば、大幅増税により、インフレに苦しむ都民、国民をさらに苦しめることになるほか、増税分を宿泊者に転嫁できない場合、ホテルの減収になるおそれがあり、さらに、徴税事務を義務付けられるフロントスタッフにも負担を強いることとなります。

このため、当支部として、パブリックコメントを 12 月 23 日、主税局宛に提出いたしました。改めて、次の通り、強く再検討を要望します

- ① たとえ定率制へ変更するとしても財政力がある東京都が他の自治体（沖縄県 2%、倶知安町 2%）より高い 3% という税率を設定する事は適正を欠いており、せめて他自治体同様の 2% 以内を要望する。
- ② 納税額が増額となる場合、宿泊利用者の宿泊税支払いに係るクレジットカード手数料の増加や人件費負担増となることから、特別徴収義務者への交付金（奨励金）の上限額（年間 100 万円）の撤廃と支給率の見直し（現行 2.5% から京都市並みの改定当初 5 年間 3.5%、以降 3%）を求める。

コロナ禍以降、好業績へ転じているとはいえ、いまだコロナ期間に生じた借入金の返済や債務超過の解消に対応しつつある事業所もあり、中国との関係から先々のマーケットの動向に注視が必要な中、観光インフラの根幹をなす宿泊事業者のおかれた状況に対しご理解の程、よろしくお願いいたします。

以上

(参考)

○東京都の宿泊税見直し素案

現行は、宿泊料金 1 万円以上 100 円、1 万 5 千円以上 200 円の段階的定額制のところ、見直し素案は、1 万 3 千円以上の場合、宿泊料金の 3%とする定率制。

○全国自治体の宿泊税

- ・ 2026 年 1 月現在、宿泊税を徴収しているのは、東京都を含め 18 自治体。うち、大多数は 100 円から 500 円の定額制または段階的定額制。
- ・ 18 自治体のうち、定率制を採用しているのは北海道倶知安町のみで、税率は 2 %。

なお、沖縄県は定率制による宿泊税導入を計画しているが、税率 2%で、上限 2000 円の予定。

また、北海道倶知安町は税率 3 %への値上げを計画しているが、これは北海道が宿泊税を導入するのに伴い、北海道分の宿泊税と一緒に徴収するため。

単独の自治体分で、3 %を採用・計画している自治体は、東京都以外にはない。